備考　１　この督促状は、第４号の２様式による督促以外の督促について使用すること。

２　分離課税に係る所得割の場合には、「令和　　年（度）分」の欄は「令和　　年分」として記載し、「第　　期（月）分」の欄には記載しないこと。

３　市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。